

旭川市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

小河 幸次	北海道東海大学 教授	渡辺 正美	旭川市老人クラブ連合会 役員
今 尚之	北海道教育大学 生涯学習教育研究センター 准教授	宮崎 伸一	公募市民
倉谷 正	北海道旅客鉄道(株) 総合企画本部 地域計画部 主幹	加藤 弘	公募市民
山本 数雄	旭川電気軌道(株) 運輸事業部長	永瀬 充	公募市民
踊場 稔洋	道北バス(株) 営業部長	山崎 理恵	公募市民
谷本 俊充	北海道開発局 旭川開発建設部 道路第2課長	野崎 次夫	北海道運輸局 旭川運輸支局 首席運輸企画専門官
永山 秀明	北海道 旭川土木現業所 道路建設課長	湯口 雄司	北海道開発局 旭川開発建設部 地域振興対策官
三島 保	旭川市 土木部長	川村 豊	北海道上川支庁 地域振興部長
信田 充	北海道警察 旭川方面本部 交通課 統括官	表 憲章	旭川市 企画財政部長
伊藤 政美	北海道警察 旭川方面旭川中央警察署 交通第1課長	岡田 政勝	旭川市 保健福祉部長
石川 憲章	北海道警察 旭川方面旭川東警察署 交通第1課長	後藤 純児	旭川市 都市建築部長
鈴木 勲	社団法人 旭川ろうあ協会 理事長		
久保 良治	障害者問題を考える会 事務局長		※敬称略
村瀬 稔幸	旭川盲人福祉協会 会長		学識経験者をはじめ、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、各種障害者団体、公募市民によって構成された「旭川市バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、基本構想の策定に向けて協議を行いました。
高井 恵子	旭川肢体不自由児者 父母の会		策定にあたり、アンケート調査、冬期・夏期フィールドチェックその他ヒアリングやワークショップ等を実施し、高齢者や障害のある人を含めた幅広い市民の意向を踏まえて基本構想を策定しました。
田中 倫子	旭川視力障害者福祉協会		
西田 和敏	社団法人 旭川身体障害者福祉協会 会計理事		

～ハートフルなまちを目指して～
みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。



通行の支障となる物は置かないようにしましょう。

誘導ブロックは視覚障害のある人が安全に歩行できるように設置されています。誘導ブロック上やその周辺に自転車を放置したり、物を置くと歩行の妨げになるばかりか、転倒して事故につながる危険性もあります。また、歩道の幅を狭めることで、車いす使用者やベビーカーを押す方などの通行を妨げることにもなります。

障害がある人のための駐車スペースです。

車いすマークのある駐車スペースは、障害がある人専用のスペースです。車いすでの自動車の乗り降りは、広いスペースが必要となります。必要のない方は一般用駐車スペースに駐車しましょう。

また、施設を管理されている方は、できる限り障害者用駐車スペースの確保に努めるよう、ご協力をお願いいたします。



困っている人を見かけたら、一声掛けましょう。

高齢者や障害のある人をはじめ、何か困っている人を見かけた時は、「何かお困りですか?」、「何かお手伝いいたしましょうか?」と一声掛けてあげましょう。そして、どのような手助けが必要かをよく聞いて、相手の自主的な行動を尊重しながら、必要な介助を心掛けましょう。

旭川市バリアフリー基本構想(概要版)

平成20年3月 発行：旭川市

□ 問い合わせ先 □
旭川市 都市建築部 都市計画課
〒070-8525 旭川市6条通9丁目
TEL(0166) 26-1111 (代表)

HP <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

旭川市バリアフリー基本構想

概要版

平成20年3月

旭川市

基本構想策定に向けて

基本構想策定の背景と旭川のまちづくり

現在我が国では、急速に少子高齢化が進んでおり、平成27年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えることが予想されています。また、障害のある人と障害のない人が同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすい生活環境にしていくという「ユニバーサルデザイン」の考えの浸透から、高齢者や障害のある人などが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境の整備が求められています。

このような背景の中、本市では第7次旭川市総合計画において、「人が輝く 北の文化のかおる まち」を都市像に掲げ、市民のだれもが、住み慣れた地域で、健康で心豊かに自立した生活を送るために、人のやさしさや温もりによって、共に支え合う地域福祉を推進することを目標の一つとして、まちづくりに取り組んでいます。

バリアフリー新法の施行

平成12年11月に、公共交通機関と駅等を中心とした地区のバリアフリー化を目的に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行されました。そして、平成18年12月には、交通バリアフリー法と、建築物に関する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行され、地方自治体が基本構想を作成するための枠組みと、整備に関する考え方が示されました。

このバリアフリー新法は、公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場等に関する移動や、施設利用の利便性や安全性の向上を目的としており、より総合的かつ一体的なバリアフリー化の推進を目指しています。

基本構想策定の目的

本市では、平成8年度に障害のある人の施策に関する基本的な方向を示す「旭川市障害者計画」、平成18年度には障害のある人を取り巻く環境の変化に対応した「第2次旭川市障害者計画」を施行し、障害のある人が地域において自立して生活し、社会参加が促進されるよう取り組んできました。

まちづくりの目標と少子高齢化などの社会背景、そしてバリアフリー新法の目的を踏まえ、各種関連計画との整合を図りながら「だれもが安全に安心して活動できるまち」を基本理念に、「旭川市バリアフリー基本構想」を策定します。

移動等円滑化の基本方針

基本理念

だれもが安全に、安心して活動できるまち・旭川

～ 安全で快適に活動できる基盤を整備し、人との繋がりを大切にしたいハートフルなまちを目指します ～

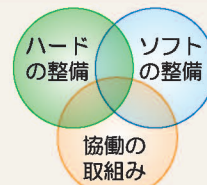
第7次旭川市総合計画や第2次旭川市障害者計画等の上位・関連計画を踏まえ、「だれもが安全に、安心して活動できるまち・旭川」を基本理念に、安全で快適に活動できる基盤を整備し、人との繋がりを大切にしたいハートフルなまちを目指します。

目標設定

公共交通事業者や道路管理者、公安委員会などの関係機関と連携をとり、市民の皆様の協力と理解を得ながら、重点整備地区のバリアフリー化を進めていきます。

また、各事業者はバリアフリーに向け事業計画を作成し、平成22年完了を目指して順次事業を実施します。

基本方針



理念を実現するために、「ハードの整備」、「ソフトの整備」、「協働の取組み」を推進しながら、次の5つの方針を掲げ、バリアフリーを目指します。

- 方針1：すべての人に安心・快適な生活環境の整備
- 方針2：「心のバリアフリー」の推進
- 方針3：市民・事業者・行政の協働によるまちづくり
- 方針4：継続的・段階的なバリアフリー社会の構築
- 方針5：効果的な情報提供

バリアフリー化に向けて②（特定事業／促進事業／推進に向けて）

道路特定事業

駅前広場の整備

- 円滑に利用できる駐車場の設置
- 移動等円滑化された通路の確保（買物公園から駅舎までの勾配緩和）
- バス停の利便性の向上
- タクシー乗り場の利便性の向上



歩道の整備・改善

- 歩道舗装の平坦性の確保
- 歩道の勾配の改善
- 誘導ブロックの設置、改善
- 障害物の移設、撤去、形状変更
- 休憩施設の設置の検討



歩行環境の向上

- 雪の置き方の工夫と、定期的なパトロールによる排雪の実施
- 定期的なパトロールによる段差の解消
- 現場周辺状況の的確な判断による対策の検討
- 気象状況等の的確な判断による水切り除雪の実施
- バス事業者との連携
- 情報発信の検討（歩行者用案内板の設置、インターネットから道路情報提供など）
- 関係機関や住民と連携によるバリアフリー化された道路の維持



交通安全特定事業

道路横断の安全確保

- 音響機能付加装置等の設置
- 歩行者用青時間確保の検討

違法駐車防止

- バス停付近、歩道及び誘導ブロック上などの駐車車両等の取り締まり強化
- 広報、啓発の実施



その他

都市公園

市内の都市公園のうち「常磐公園」と「クリスタルパーク」について、生活関連施設として位置づけました。現状として、園路、駐車場、水飲み場、トイレなど園内の施設については概ね障害者対応となっており、バリアフリー化が図られています。引き続きだれもが利用しやすい公園施設を維持していきます。

路外駐車場

促進事業として各管理者へ協力要請し、重点整備地区内における駐車場をより円滑に利用できるように努めています。

促進事業

PR型促進事業

- HP、広報誌による普及・啓発
- バリアフリー説明会の開催
- バリアフリーマップの作成
- 地域や学校などへ「障害者出前講座」の実施

体験型促進事業

- バス試乗会の実施
- バリアフリー教室の開催

市民、事業者、行政の役割

総合的かつ一体的なバリアフリー化を推進するためには、市民、事業者、行政が連携をとりながら取り組むことが重要です。互いに役割を持ち、協力してバリアフリー化を進めていきます。

① 市民の役割	○ バリアフリー化に対する点検・評価への積極的な参加 ○ 日常生活におけるバリアフリーへの心がけと行動 ○ 各事業者のバリアフリー化に対する理解と協力
② 事業者の役割	○ 基本構想に基づく段階的なバリアフリー事業の実施 ○ バリアフリー化にあたっての利用者意見の把握 ○ 従業員に対するバリアフリー教育の推進
③ 行政の役割	○ バリアフリー化に関する市民意見の把握と情報提供 ○ バリアフリーに関する啓発と教育の推進 ○ 関係機関との連携によるバリアフリー推進体制の確立

継続的な協議体制づくり

基本構想を推進していくため、継続的な協議体制を組織し、事業の進行状況の把握をはじめ、点検・評価を行います。

バリアフリー化に向けて①（特定事業／促進事業／推進に向けて）

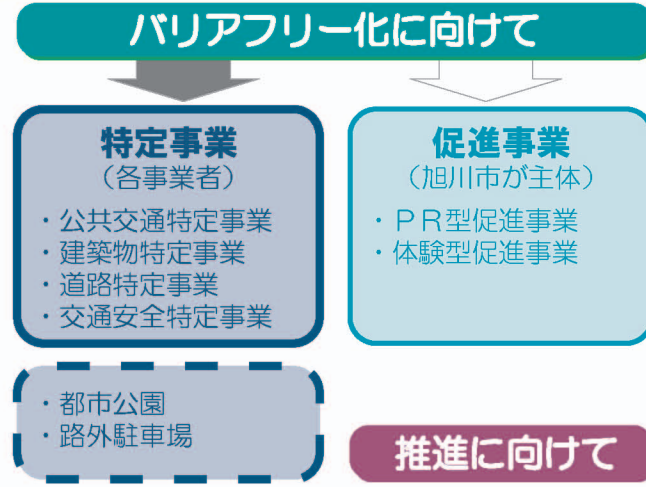
バリアフリー促進に向けて

生活関連施設及び生活関連経路を含む重点整備地区においては、各事業者による公共交通特定事業、建築物特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業の4つの特定事業を重点的かつ一体的に実施することによってバリアフリー化を推進していきます。

また、本市では、市民全体の「心のバリアフリー」の意識を高めるため、ソフト施策を主体とした促進事業を実施します。

効果的な事業の推進

より効果的にバリアフリーを推進していくため、まずは「バリアフリー促進区域」から「重点整備地区」へ、さらには市内全域へと段階的にバリアフリー化を図っていきます。



公共交通特定事業

低床バスの導入と運行

- 計画的な低床バス車両導入の検討
- 重点整備地区へのアクセスを確保
- 利用者のニーズに対応した低床バス運行
- 低床バス運行状況の電話対応



バス路線案内の充実

- 分かりやすく見やすい案内・時刻表の検討
- バスマップの効果的活用の検討
- 車内・車外案内放送の充実



バス停環境の向上

- 乗務員教育の徹底とバス停付近の駐車に関する協力の要請
- バス待ち客の整理の検討
- 除雪体制を道路管理者と協力・連携
- バスシェルターの設置



普及啓発活動の推進

- バス利用に関するイベント、啓発活動を継続的に実施
- 事業者と利用者相互の協力的体制づくり



JR旭川駅舎の新築

- 駅出入口から車両乗降口まで移動等円滑化された経路を確保
- 円滑に利用できるトイレの設置
- 誘導ブロックの設置
- 運行情報提供設備の設置
- 標識・案内板等の設置
- 円滑に利用できる乗車券販売所、券売機等の設置
- 円滑に利用できる改札口の設置
- 円滑に利用できるプラットホームの整備



建築物特定事業

施設等の整備・改善

- 《廊下、出入口》
 - 誘導ブロックの設置、改善
 - 手すりの設置
 - ドアの開閉の利便性向上
- 《案内》
 - 案内板の設置、改善
 - 標識の設置、改善
- 《昇降施設》
 - エレベーター、エスカレーター等の設置、改善
 - 階段手すりの設置
 - 階段踏み面先端の改善
- 《トイレ》
 - 障害者対応に改善（オストメイト、車いす対応など）
 - オストメイト対応の設置
- 《駐車場》
 - 障害者用駐車施設の設置、増設
 - 適切な場所への配置
 - 標識、表示マークの充実



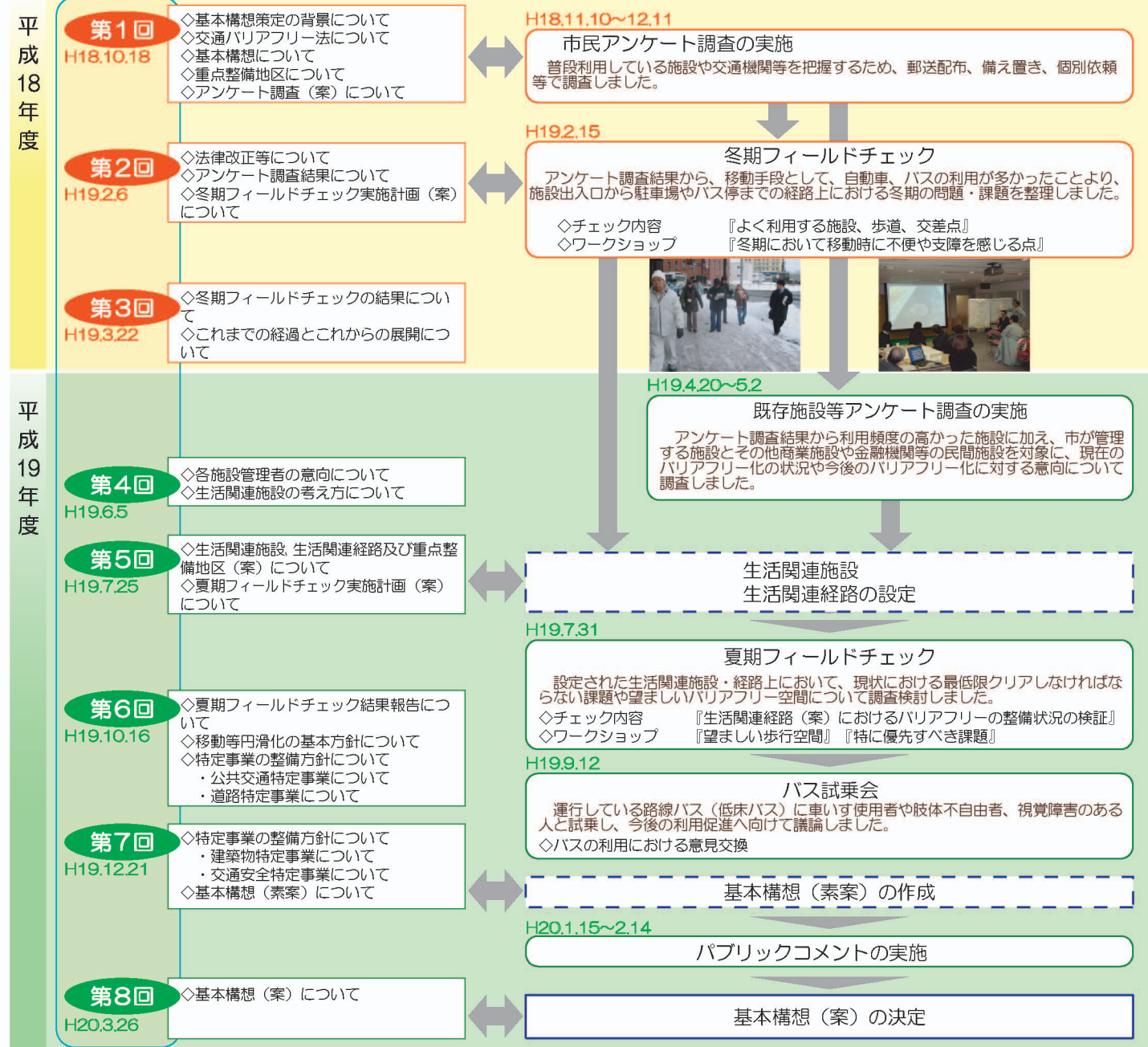
利用環境の向上

- 職員（社員）による手助けや介助
- 手話対応などによる窓口対応の向上
- 筆談器の設置
- 分かりやすい案内板の設置
- 利用者の駐車マナー向上の対策

市民意向の把握

基本構想策定の経過

バリアフリー基本構想策定協議会



移動上に関する意見

バス

- 目的地へのバス路線が分かりにくい。また、時刻表の文字が小さくて見えにくい
- 低床バスでなければ乗降しにくい
- バスの停車位置が悪く、歩道との隙間が大きい。また、扉がどこに来るのか位置が分からない など

歩道

- 誘導ブロックが無い。または破損・色落ちなどにより分かりにくい
- 歩道の路面がすべりやすい、または凸凹があり歩きにくい
- ベンチなど自由に休憩できる施設が無い など



交差点

- 車道へ向かっての勾配が急になっている
- 冬期交差点（横断歩道）の水はけが悪い
- 信号の青時間が短い など

施設利用に関する意見

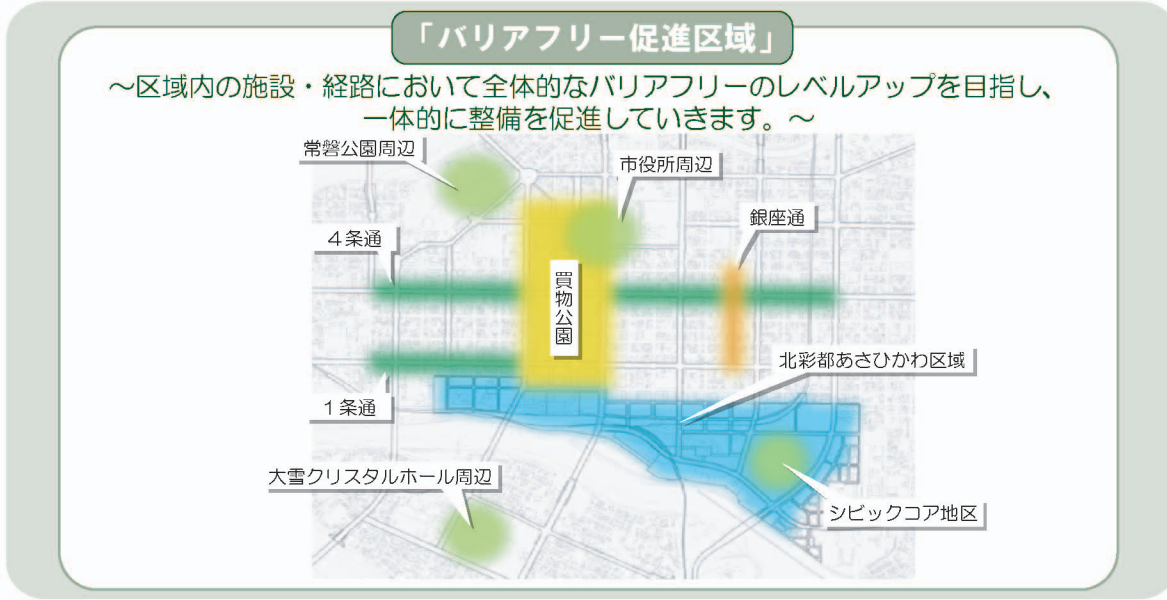
- 出入口は自動ドアが良い
- 誘導ブロックが不連続となっている
- 障害者用トイレが無いので不便
- 施設内の案内表示が無い、または分かりにくい
- 障害者用駐車スペースが狭い、少ない、空いていない
- 障害者用駐車場の案内が、小さいことや位置が低いなどにより見えにくい など

バリアフリー促進区域の設定

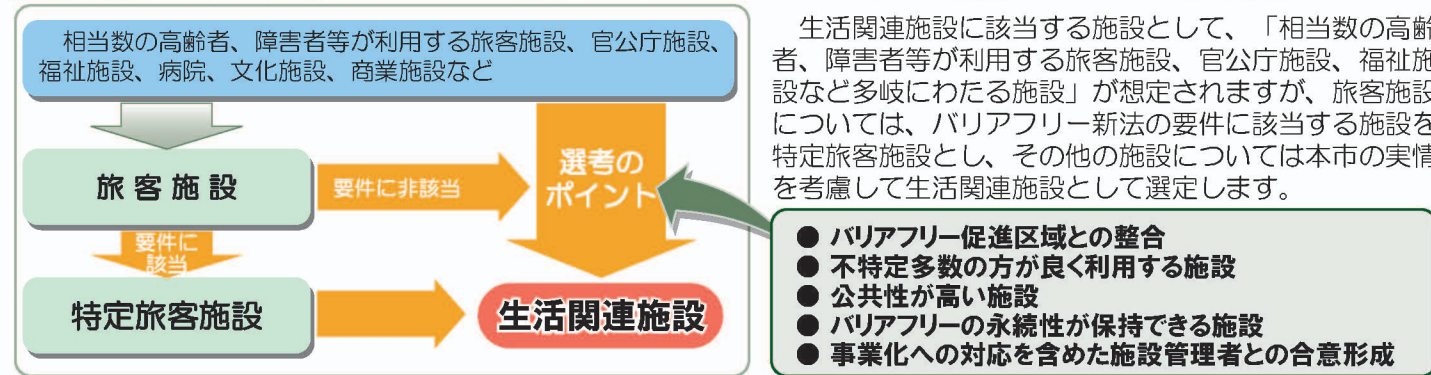
本市では、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民が安心して活動できるまちを目指し、将来的にはまち全体へバリアフリーを広めていくために、基本構想において、段階的なバリアフリー化を推進していくことに主眼を置き、ハードの整備とソフトの整備の双方において、順次事業を進めていくこととします。より効果的に事業を展開していくため、市内中心部における利用頻度の高い各種施設の集積やまちづくりの方向性との整合を図り、本市独自に「バリアフリー促進区域」を設定します。

バリアフリー促進区域は「アンケート調査により比較的利用頻度が高い公共施設や商業施設等」と「現在事業中の北彩都あさひかわ区域」と「中心市街地活性化基本計画区域」を考慮した区域とします。

特定事業として実施する生活関連施設や生活関連経路、バリアフリー促進経路の整備と並行して、市民や施設管理者へ積極的に理解と協力を求め、区域内におけるバリアフリー化を促進します。



生活関連施設の設定



生活関連経路の設定

生活関連経路の設定

生活関連経路は生活関連施設間を結び、ネットワーク化を図る主要な経路です。移動等の円滑化に向けた事業を実施し、ハード面、ソフト面からバリアフリー化を目指します。

バリアフリー促進経路の設定

バリアフリー促進経路はバリアフリー促進区域内における重要な経路であり、「バリアフリー促進経路」として位置づけます。移動等の円滑化基準に基づき、生活関連経路と同水準の整備を目指す路線です。

また、JR旭川駅からシビックコア地区を結ぶ経路は、将来的にバリアフリー化が必要な「将来バリアフリー促進経路」として位置づけます。

経路名等	定義	整備等
生活関連経路	バリアフリー新法による定義 生活関連施設間を結ぶ経路	原則移動等円滑化基準に基づき整備
バリアフリー促進経路	バリアフリー促進区域内における主要経路 バリアフリー促進区域のネットワーク化を図る	原則移動等円滑化基準に基づき整備
バリアフリー促進区域内道路	バリアフリー促進区域内における上記以外の経路	積極的にバリアフリー化を促進
重点整備地区内道路	重点整備地区内における上記以外の経路	改修時はバリアフリー化

重点整備地区の設定

バリアフリー促進区域
～区域内の施設・経路において全体的なバリアフリーのレベルアップを目指し、一体的に整備を促進していきます。～

